《記　載　要　領》

第１　ハード系事業分

１　別記第１号様式関係

(1)「事業区分」欄には、地域づくり推進事業実施要綱の別紙１又は別紙５に掲げる対象事業名を記載するとともに、新規、改修、修繕のいずれかに○印をつけること。

（記載例 別紙１　１　社会福祉事業、(1)　高齢者福祉施設整備事業
　　別紙５　１　集落デマンド交通導入事業）

(2)「総事業費」、「交付対象経費」及び「交付金要望額」欄には、全体計画の金額を記載し、本年度に係る金額を上段に（　）書きすること。

(3)「事業の概要」欄には、施設の構造、規模、規格等を具体的に記載すること。

(4)「関連計画等の名称」欄には、該当する計画の番号に○印を付けるとともに、その他の関連計画を適宜記載すること。

２　別記第１号様式付表１関係

(1)「事業内容」欄には、次により記載すること。

ア　本体工事費、付帯工事費、外構整備費、造成費、実施設計費、基本設計費、備品購入費、事務費等の区分により記載すること。

イ　必要に応じて工事費の内訳等（電気設備、機械設備、給排水設備、照明設備、植栽工事、便益施設工事等）を別紙で添付すること。

(2)「交付対象経費の内訳」欄は、「事業内容」欄で記載した事項の内訳等を具体的に記載すること。（通路、駐車場、案内板、トイレ、管理棟、遊歩道等）

(3)「左のうち交付税措置のある起債又は国庫補助金等が充当される額」欄には、交付対象経費のうち、交付税措置のある地方債が充当される額（原則、満度充当とみなす）、特定財源として扱う寄附金等の額又は国庫補助金等の額を記載すること。

(4)「算定式」欄は、次の例により記載すること。

ア　文化財保存整備事業
（国庫補助対象経費－国庫補助金）×１／２

イ　地域活性化事業債充当事業
｛交付対象経費－（交付対象経費に係る起債対象経費×最高充当率）｝×１／２

ウ　間接補助の場合

(ｱ) 複数の市町村が共同で設置する施設整備事業に係る構成市町村の負担金事業、農業振興施設整備事業及び漁業振興設備等整備事業
事業実施主体が行う事業費に係る交付対象経費×１／２

(ｲ) テレビ難視聴解消施設整備事業、産業活性化支援施設整備事業及び地域の課題に対応するため総合振興局長・振興局長が特に認める事業
（交付対象経費－事業主体が負担すべき額）×１／２
※事業主体が負担すべき額は交付対象経費の１／３以上であること。

エ　特定財源として扱う寄付金等がある場合
（交付対象経費－特定財源として扱う寄付金等の額）×１／２

オ　過疎債・辺地債充当事業
（交付対象経費－過疎債・辺地債充当額）×１／２
※交付金額が交付対象経費の12.5%を超えないこと。

カ　合併市町村まちづくり推進事業
交付対象経費－（交付対象経費に係る合併特例債等対象経費×最高充当率）
※交付金額が交付対象経費の12.5%を超えないこと。

キ　上記ア～カ以外の事業
交付対象経費×１／２

ク　算定額は、上記ア～キまでの算定式により算出した額（当該事業に適用される上限額を超える場合にあっては、上限額）を記載すること。

(5) 「財源内訳」欄には、次により記載すること。
ア 「国庫支出金」欄の（ ）内は、国庫補助金等の名称を記載すること。
イ 「地方債」の欄には、その名称（略称）を（ ）内に記載すること。
ウ 「その他」欄には、受益者負担金、寄附金及びその他の特定財源を記載し、その名称を（ ）内に記載すること。

3 別記第１号様式付表２関係

(1) 本表は、出資、補助事業を除く事業について作成すること。
(2) 「管理運営計画」欄の「新規採用」は、当該施設の整備により新たな雇用を伴う場合には「有」に○印を付けるとともに、その人数を付記すること。
また、「委託業務の範囲」は、管理委託（地方自治法第244条の2)又は業務の一部委託の区分が明確となるように記載すること。
(3) 「利用計画」の「利用見込人数」欄は、年間の延べ利用見込人数を記載するとともに、その積算基礎資料を参考資料として添付すること。
(4) 「広域的な利用を図るための具体的方法」欄には、当該施設を広域的に利用するために講じる措置、近隣市町村との役割分担等について記載すること。
(5) 「当該施設を活用するソフト事業の実施（予定）状況」欄には、大会、イベント住民サービス事業、講習会、住民活動などのソフト事業の名称、期間、事業規模等について、既に実施しているものと今後実施しようとしているものに区分して記載すること。

4 別記第１号様式付表３関係

本表は、農業振興施設等整備事業のうち、実施要綱別紙１に規定する市町村が補助する団体及び実施要綱別紙１に規定する「(3) 新しい就農支援システムのための事業」を実施する市町村が作成すること。

5 別記第１号様式付表４関係

本表は、漁業振興設備等整備事業を実施する市町村（実施要綱別紙１に規定する団体等に補助する場合も含む）が作成すること。

6 別記第１号様式付表５関係

(1) 本表は、合併市町村まちづくり推進事業のうち、ハード系事業について作成すること。
(2) 事業名欄には、合併特例債等の申請事業名を記載すること。
(3) 「地域づくり総合交付金算定内訳」欄は、次により記載すること。
ア （C）欄は、交付対象経費に係る合併特例債等の額（満度充当）を記載すること。
イ （D）欄は、（B）欄の金額から（C）欄の金額を差し引いた金額を記載すること。ただし、当該金額より交付金要望額が少ない場合は、交付金要望額を記載すること。
ウ （E）欄は、交付対象経費から（C）欄の交付金額を控除した部分に一般財源が充当される場合に交付金額の加算を要望する場合にその金額を記載すること。
この場合の交付金の加算額は、当該一般財源×１／２以内となること。
エ （F）欄は、（D）欄の交付金額と（E）欄の交付金額を合計した金額(実際に要望する交付金額)を記載すること。なお、当該交付金額は交付対象経費の12.5%以内となること。

7 別記第１号様式付表６関係

本表は実施要綱第３の１の(1)のエの表の(ｳ)に定める予防的に実施される事業を実施する市町村が記載例を参考に作成すること。

8 添付書類（原則としてＡ４判とすること。）

(1) 事業実施箇所を明示した位置図（５万分の１）及び施設の図面（配置図、平面図、立面図等）
ア 位置図には、当該市町村における既存の類似施設についても明示すること。
イ 平面図には、余白に施設区分、面積、収容定員等を記載すること。

ウ　図面は、Ａ４判に統一し、折り込み及び封筒には入れないこと。

(2) 公の施設の設置条例（案）及び管理運営等に関する規則（案）

(3) 新エネルギー等開発利用施設整備事業のうち、地熱・天然ガスボーリング事業については、当該エネルギーの利用目的等（①開発利用の目的　②掘さく深度　③予定湧出量　④推定温度　⑤利活用計画　⑥整備年度　⑦経済効率等）を具体的に記載した地域エネルギー利活用計画（様式は適宜作成）及び温泉法第３条第１項の規定に基づく土地掘さくの許可申請書の写しを添付すること。

(4) その他必要な資料

第２　ソフト系事業

１　第２号様式関係

(1) 「事業主体名」欄には、○○町、○○協議会等を記載すること。

(2)「団体の主な活動内容」欄には、主な活動のほかに以前補助を受けた実績がある場合は、その旨を記載すること。

(3) 「事業費及び財源」の各欄は、事業費及び財源の総額を記載し（事業費と財源内訳の合計は一致）、事業費の内訳については３枚目の「事業費内訳」欄に科目毎に記載すること。

(4) 「財源内訳」欄について、過疎債又は過疎債で積み立てた基金の取り崩し金を利用する場合は、利用する過疎債等の額を「自己資金（一般財源）」欄ではなく、「過疎債（過疎債積立基金取崩金）」欄に記載すること。

(5) 「市町村関与の状況」欄については、総合振興局長・振興局長が適当と認める者が事業を実施する場合に関与の有無及びその内容を記載すること。

(6) 「事業の概要」欄には、事業の概要のほか市町村分扱いとする協議会の場合は、その考え方を記載すること。

(7) ３枚目の「事業費内訳」は下記の記載例を参考に記載すること。

＜記載例＞　（単位：千円）

事業費内訳			
科　　目	金　　額	交付対象経費	備　　考
報償費	100	100	講師謝金
旅費	100	100	講師招聘
会場使用料	150	150	○○ホール１日借上げ
印刷製本費	200	100	交付対象経費　100 無償リーフレット作成 交付対象外経費 100 有償パンフレット作成
食糧費	50	0	対象外経費

(8) 記載方法について、別に定めがある場合はそれによるものであること。

２　第２号様式付表１関係

(1) 「パッケージ番号」・「パッケージ名」・「移譲リスト番号」・「パッケージ名」・「最小基本単位名」欄については、総合政策部地域主権局において作成している『事務・権限移譲リスト（平成２５年度６月改訂版）』に掲載されている番号等を記載すること。

(2) 「対象経費名」欄には、支出する経費名を具体的に記載すること。（「○○に関する書籍の購入・研修」等）